

花巻市の男女共同参画に関する施策について

1. 花巻市男女共同参画推進条例 <基本計画 p.57>

○ 条例の制定・施行（新花巻市：H18.1.1 施行、旧花巻市：H14.6.20 施行）

条例の概略	第 1 条	目的（男女共同参画社会の実現）
	第 3 条	基本理念（推進に当たっての基本的な考え方）
	第 8 条	基本計画の策定（男女共同参画社会の形成を促進するため策定し公表）
	第 9 条	基本的施策（推進のため市が行う基本的施策）
	第 12 条	年次報告（施策の実施状況を公表）
	第 13～17 条	男女共同参画審議会（役割や組織）

※岩手県内で条例を制定・施行しているのは 4 市町（花巻市、大船渡市、奥州市、金ヶ崎町）

2. 基本計画の策定及び推進

○ 花巻市男女共同参画基本計画『パートナーシップ創造プラン・はなまき』

男女が対等なパートナーとしていきいきと暮らすことができる活力あるまちを、市・市民及び事業者が連携・協働しながら築くための具体的な指針

(1) 策定：平成 19 年 3 月（県内で計画を策定しているのは、31 市町村）

(2) 計画期間：平成 19 年度～平成 27 年度までの 9 年間

(3) 基本理念 <基本計画 p.13>

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 男女の人権の尊重 | ⑤ 家庭生活と職業等の活動の両立 |
| ② 社会の制度や慣行についての配慮 | ⑥ 性と生殖に関する健康と権利の尊重 |
| ③ 男女の精神的・経済的・生活的自立 | ⑦ 国際的な取り組みへの理解及び協調 |
| ④ 施策等の立案及び決定への共同参画 | |

(4) 基本目標・施策の体系 <基本計画 p.16～17>

「男と女が、自立し、対等な人間として尊重し合い、ともに参画するまち」の実現のため、4つの基本目標を掲げて、計画の推進を図ります。

【基本目標 1】 男女が互いを尊重し認め合うまち

【基本目標 2】 男女ともに自立し支え合うまち

【基本目標 3】 男女が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち

【基本目標 4】 男女ともにいきいきと参画できるまち

(5) 計画の推進体制 <基本計画 p.42>

① 諮問機関：男女共同参画審議会（市民による組織。施策に関する調査・審議）

審議会の役割（条例第 13 条）

- ・基本計画の策定及び変更に関すること
- ・その他施策の基本的事項及び重要事項に関すること

② 庁内の推進：男女共同参画推進会議（三役、各部長等で組織。最終決定機関）

男女共同参画推進幹事会（各部代表者で組織。事業推進に関する協議）

③ 地域の推進：花巻市男女共同参画推進員

岩手県が実施している「男女共同参画サポーター養成講座」を終了した市民の「知識と意欲」を市の男女共同参画の推進に活かすため、推進員 15 名を委嘱し、市民の男女共同参画に関する学習のサポートや市の主催事業のスタッフとして活躍していただいている。

※男女共同参画サポーター認定者数

花巻市 60 人（うち平成 24 年度認定者 2 人）

（盛岡市の 97 人、一関 65 人に次ぐ）県内 730 人

県内において、サポーター認定者がこのように市町村と協働している事例は少ない。

3. 事業点検と年次報告について

花巻市男女共同参画基本計画に掲げる各種の施策は、市政のあらゆる範囲に及んでいることから、毎年度、男女共同参画基本計画に基づく事業の実施概要の調査と、男女共同参画基本計画に基づく事業うち 50 事業を対象に、男女共同参画推進事業実施チェックリスト（資料 2-1）による事業点検を実施し、実施内容等を把握したうえで、花巻市男女共同参画推進条例第 12 条の規定に基づき施策の実施状況を年次報告として公表している。

- 平成 25 年度市民協働参画課事業一覧（別紙 1）
- 平成 25 年度花巻市男女共同参画基本計画に基づく事業一覧（別紙 2）
全 131 事業（再掲載を除くと 123 事業）

(1) 昨年度までの事業点検の傾向と課題

50 事業を対象とした事業点検については、年度比較により傾向を把握するため、平成 19 年度からチェック項目を設け、同一事業の継続調査を行った。チェック項目については、平成 21 年度より項目を増やし実施した結果、平成 23 年度、平成 24 年度では、男女共同参画に配慮されている事業の割合が概ね 100%となったことから事業点検の見直しが必要となった。

(2) 平成 25 年度の方針

- ・ 平成 25 年度は、50 事業に実施していた男女共同参画事業実施チェックリストによる点検を行わず、全事業に対して、事業実施前に男女共同参画の視点を意識して事業を実施するよう啓発を行うとともに、各課において自己チェックを行う。
 - 男女共同参画推進 8 カ条（別紙 3）
- ・ 男女共同参画基本計画に基づく事業の実施概要の調査については、昨年度までは翌年度の 4～5 月に実施していたが、年度末に実施することで、年度内に成果をまとめ、改善点を次年度に反映させるように努める。実施概要については事業内容、実績値等をより詳細に記載いただき、事業の内容を明確にする。
- ・ 男女共同参画推進事業実施チェックリストの結果に代わる年次報告として、個々の事業点検結果ではなく、市としての推進状況を明確にするため、「花巻市総合計画基本計画」に掲げる施策の成果指標と実績値のうち特に男女共同参画施策の成果として適当なものを抽出して公表する予定とする。なお、現在、新総合計画策定中であり、計画の決定をもって、検討に入る。
 - 「花巻市総合計画基本計画」に掲げる施策の成果指標と実績値＜男女共同参画施策関連部分＞（資料 2-4）